◎新潟県告示第1261号

平成16年5月18日新潟県告示第1272号 (漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。 なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和7年1月1日以後の日である共済契 約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和6年12月31日以前の日である共済契約については、なお従 前の例による。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

加入区		改 正	後		改 正	前
図						
・相川 加入区 組合の地区の うち旧真野漁 業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業 2 10トン未満の漁船 により営む漁業 協同組合、旧二見漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業 3 10トン未満の漁船により営む漁業であって旧和鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業 ・相川 加入区 1 10トン未満の漁船 により営む漁業 ・相川 加入区 2 10トン以上の漁船により営む漁業 ・相川 加入区 2 10トン未満の漁船により営む漁業 ・相川 加入区 3 10トン未満の漁船により営む漁業であって旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業 ・ はより営む漁業であって旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業 4 10トン未満の漁船により営む漁業であって旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業		区域	区 分		区域	区 分
て旧二見漁業協同組 合の地区の者が行う 漁業 合の地区の者が行う	真野湾・相川加入区	佐渡漁 端回 同 の うちゅう 業 協 回 の うち 協 田 田 組 田 漁 第 田 田 田 祖 魚 漢 田 田 日 温 音 及 诺 田 田 日 和 銀 田 田 稲 組 鯨 漁 湖 間 組 紅 紅 田 田 組 紅 瀬 瀬 田 田 和 和 和 和 和	1 定置漁業及び10ト	真野湾・相川	佐渡漁業協同の 業協のの 第のいり ではいい ではいい ではいい ではいい にはい には	1 <u>定置漁業</u> 2 10トン以上の漁船 <u>により営む漁業</u> 3 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地のである。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同のののである。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の者が行う。 漁業 4 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の者が行う。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の者が行う。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の者が行う。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の者が行う。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の者が行う。 10トン未満の漁船 により営む漁業協同の地区の漁業